

条例と規則

地方公共団体の条例・規則は、憲法第 94 条に定められた自治立法権に基づいて制定される自主法です。

1 条例

地方公共団体の事務に関し、議会の議決により制定されます。

(1) 条例制定の範囲と限界

ア 地方公共団体の事務に関するものであること

条例は、地方公共団体の事務全般について制定することができます。

イ 法令に違反しないこと

条例は、憲法を頂点とする国の法体系の一部を構成するものであり、憲法その他の法令に違反することは許されません。（憲法 94、自治法 14①）

(2) 条例と罰則

条例には、法規としての実効性を確保するため、法令に特別の定めがあるものを除き、違反者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金などの刑罰又は5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができます。（自治法 14③）

(3) 条例の送付・公布

議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があった場合、その日から 3 日以内にこれを長に送付しなければなりません。また、長は、この送付があった場合、原則としてその日から 20 日以内にその条例を公布しなければなりません。（自治法 16①②）

2 規則

地方公共団体の長など（行政委員会を含む）が制定します。

3 条例と規則との関係

地方公共団体の議会と長とは、独立対等の立場にあります。したがって、議会が定める条例と、長が定める規則との間では、原則として、形式的効力に優劣はありません。

しかし、条例の委任によって制定される規則などについては、条例に対し従属性の立場にあります。また、条例と規則の間に矛盾がある場合は、通常条例が優先すると考えられています。

4 法の形式的効力

我が国の法体系は、憲法を頂点として段階的構造をもって組み立てられており、それぞれの法形式の間には優劣の原則が定まっています。

法形式が異なる 2 つ以上の種類の法の間で、内容の矛盾衝突する規定が設けられた場合には、この原則に従って、いずれか一方が優先して適用され、他方の矛盾衝突する部分は、適用されないことになっています。

この適用効力の優劣関係を表すのが、法の形式的効力です。

この言葉で憲法の効力を言い表せば、「憲法は、すべての種類の法の中で、最も強い形式的効力を持つ」ということになり、法律と政令の関係を言い表せば、「法律は、政令よりも強い形式的効力を有する」ということになります。

また、条例の形式的効力は、国の法令よりも劣ります。（自治法 14①）

例えば、国民健康保険条例の形式的効力は、国民健康保険法（法律）や同法施行令（政令）、同法施行規則（省令）よりも劣ります。これらの国の法令に違反する条例の規定は、効力を有しません。